

鳥取県告示第410号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月5日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
医療法人社団 上原クリニック	倉吉市堺町二丁目962-2	医療法人社団上原クリニック指定訪問介護事業所	倉吉市堺町二丁目962-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護	平成24年6月1日